

在宅ワークの報酬払われず

消費者を 斬る

》8

内職の費用名目で出費も



光本 久護 和弁

先に入会金や申込金、教
材費、講習費、材料費、
機材費などの名目で金を
支払わせるのが特徴で、
二〇〇〇年、内職商法
による被害を防止するた
め、特定商取引法が改正
されました。これにより、
内職商法やモニター商法
などの「業務提供誘引販
売取引」に対しては、誇
大広告の規制や契約前の
概要書面の交付、契約締
結後の契約書面の交付の
義務づけという、新たな
規制が設けられました。

「パソコンを使った入
力作業の募集です。誰に
でも簡単にできる在宅ワ
ークです」。Aさんは、
雑誌で内職募集の広告を
見つけました。依頼通り
にこなせば、作業量に応
じて報酬がもらえるとい
う説明書きを見て、これ
なら自分でもできると思
い応募しました。登録料
二十万円を支払うと、数
日後に自宅にマニュアル
と発注依頼紙が届き、
丁寧に作業をしてデー
タを送りました。しかし、
「こんな作業の仕方では、
報酬は支払わないこと
業者に言われてしまい、
困っています。」

これは「内職商法」と
呼ばれる、在宅ワークを
売りにした悪徳商法の一
つです。「初心者でも、
自宅で余暇を利用して、
手軽に仕事ができ高収入
を期待できる」などとい
う宣伝文句で人を集め、

この商法は昔から、あ
る程度名書きやステンドグラ
ス製作、テープ起こし、
アニメーションの原画作
成、チラシ配り、パソコ
ンでのホームページ更新
作業といった、その時々
の人気商品を利用して行
う。契約書面を受け取っ

自宅ですぐに収入を得られるはずが...



た日から二十日間、契約
解除をすることができま
す。もし、契約書面に不
備がある場合は、契約書
面を受け取ってから二十
日を過ぎていてもクーリ
ングオフによる契約の取
消が可能です。契約
書面に不備があるかどう
かについては弁護士や司
法書士などの法律の専門
家に相談した方が良いでしょう。

(和久本光弁護士)

島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)